

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の成長やそのステージに合わせ、有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを行うことで、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更に地域社会など全てのステークホルダーにとって企業価値を長期的・継続的に高めることが、重要な課題であると考えております。具体的には、経営判断の迅速かつ的確な意思決定を図るなか、経営の透明性・健全性を維持するために、監査等委員会監査、内部監査体制の強化、適切なIR活動を通じて、コーポレート・ガバナンスを機能させてまいります。

当社は、平成30年4月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、JASDAQ上場会社として、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山岡 正	1,044,000	42.28
山岡 江利子	173,400	7.02
丸千代山岡家社員持株会	95,100	3.85
株式会社エヌ・ジー・シー	90,300	3.66
若杉 精三郎	66,300	2.68
和弘食品株式会社	51,000	2.07
一由 聡	43,400	1.76
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	35,000	1.42
楽天損害保険株式会社	24,600	1.00
むさし証券株式会社	20,300	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が13,624株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本 尚幸	他の会社の出身者											
斉藤 世司典	他の会社の出身者											
渡辺 剛	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 尚幸	○	○	独立役員に指定しております。	財務経理の知見や経営者としての経験及び企業での社外取締役や社外監査役の経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映させることで、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。 また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

斉藤 世司典	○	○	独立役員に指定しております。	他社代表取締役であり、税理士及び経営者としての知見や様々な企業の顧問をしております経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映させることで、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
渡辺 剛	○	○	独立役員に指定しております。	過去に会社の経営に直接関与した経験はございませんが、司法書士としての知見や経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映させることで、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

必要に応じ、人事総務部と財務経理部及び内部監査室は監査等委員会から調査の委嘱を受け、監査等委員の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査等委員会と会計監査人との連携状況
監査等委員は会計監査人による四半期会計レビュー及び期末会計監査の際に監査内容について確認しているほか、適宜会計上の課題についてヒアリングし助言等を受けております。また、会計監査人による監査の講評などから、財務報告・内部統制の状況などについて説明を受けており、連携強化に努めております。
なお、当社は平成24年4月に清明監査法人を会計監査人として選任しております。
2. 内部監査部門と監査役の連携状況
監査等委員は内部監査室が実施している監査について定期的な報告を受けております。必要に応じて監査等委員とも監査結果について情報を共有する等、連携強化に努めております。また、コンプライアンス委員会及びその下部組織であるリスク管理部会を定期的開催し、監査等委員に報告しております。
3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況
内部監査室は、内部統制を含めた監査計画や状況、監査結果等について会計監査人と適宜連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新

従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社の従業員に対して、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬額の総額を有価証券報告書に記載しております。
下記URLをご参照ください。
<https://maruchiyo.yamaokaya.com/ir/library>

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役のサポート体制] 更新

社外取締役をサポートする組織は設置しておりません。
必要に応じて、重要な会議（取締役会等）に提案される議題やそれに伴う資料については、人事総務部から社外取締役に対し、事前に説明等を行っております。
また、必要に応じ、人事総務部と財務経理部及び内部監査室は監査等委員から調査の委嘱を受け、社外取締役の職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制といたしましては、監査等委員会設置会社であり、監査等委員には現在3名を選任しており、3名全員が社外取締役であります。経営上の最高意思決定機関である取締役会は、社内の事情に精通した社内取締役3名及び監査等委員3名で構成されており、法令及び定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について報告、決議しております。監査等委員も毎回出席して、必要に応じて意見の陳述を行っております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、それ以外にも必要に応じて随時開催し、重要事項の決定に際し的確な経営判断がなされるよう運営しており、現在の体制において十分に経営の監視機能は保たれていると判断しております。
会計監査については、清明監査法人と監査契約を締結しており、通常の監査に加え会計上の課題に対して適宜アドバイスを受け、会計の正確性・適法性確保に努めております。また、監査業務を執行した公認会計士の氏名は北倉隆一、加賀聡の2名であります。
取締役に対する報酬は、法令及び定款に基づき、株主総会の決議により総額を決定した上で、個別の報酬額を取締役会により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成30年4月26日開催の定時株主総会の株主総会決議により、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議され、社外取締役を選任いたしました。当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役を全員社外取締役とすることで、今後更に経営への監視機能を強化してまいります。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的かつ中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による監査が実施されることで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整ったものと考えております。

当社は社外取締役の独立性に関する基準や方針は明確に定めておりませんが、選任にあたりましては、社外取締役の専門的かつ客観的な視点や、意見具申は有用であると考えており、これまでの経歴や幅広い見識から独立的な立場で当社の経営監視が出来る人材を求める方針としております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年3月、9月の年2回決算説明会を行っております。決算概要・今後の見通し等について代表取締役社長の山岡正が直接説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算情報、適時開示資料、四半期・年次決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料を掲載しております。 [掲載URL] https://maruchiyo.yamaokaya.com/ir/library	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIR業務を担当しており、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営者及び従業員全員が倫理的価値観に基づき行動するよう、企業行動規範を定めております。 社内情報管理システム上での掲載や全従業員へのハンドブック配布等を通して周知に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(基本的な考え方)

当社は、経営の透明性、健全性を実現、維持するためには、コンプライアンスを常に意識した経営を行うことが必要不可欠であり、役員・従業員が強い倫理観を持ちながら、よりよい企業風土、組織、制度を整備・確立し企業価値を高めていくことが、企業存続に置いて最重要であると認識しております。

よって、経営上・組織上の決定事項、重要事項、戦略等の遂行・運用において常に法令及び定款を遵守すべく、取締役会はもとより監査等委員監査及び内部監査によるチェック体制及び稟議制度等により相互牽制機能を保ち、適法性を維持していくべきであると考えております。

1. 経営理念

食を通じて、人と地域社会をつなぐ企業へ 全てのお客様に喜んでもらい、「お客様」「社会」「社員」に必要とされる企業であり続ける

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動規範及び組織規程、職務権限規程、職務分掌規程において定められた責任及び権限に則り職務を遂行する。
- (2) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、経営理念を実現するために「行動指針」と「8つの使命」を定めて実践する。
- (3) 法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用する。
- (4) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- (5) 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員監査等基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- (6) 内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか定期的に監査を行い、取締役会に報告する。
- (7) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 人事総務部は、取締役の職務の遂行に係る稟議書、取締役会等の意思決定に係る重要情報について、「稟議規程」「文書取扱規程」等に基づき、速やかに閲覧が可能な状態かつ適切な方法で保存・管理する。
- (2) 当該情報に係る「稟議規程」「文書取扱規程」他諸規程については、必要に応じて適宜見直しを行い、改善を図る。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 総合的なリスク管理体制については、コンプライアンス委員会を定期的に開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し定期的に開催しており、業務プロセス上において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとする。
- (2) 個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えております。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとする。
- (3) 内部監査室が定期的にリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査等委員に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- (1) 「取締役会規程」を遵守し、取締役は取締役会においてその業務執行に関して報告を行うことで相互に牽制・チェック体制を保ち、経営上の重要事項については企業倫理・コンプライアンスを意識して取締役会で決議する。
- (2) 「取締役会規程」に定められている要付議事項については、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに支持の実効性確保に関する事項

- (1) 必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査等委員からの調査の委嘱を受け、監査等委員の職務を補助しており、職務の遂行上必要な場合、監査等委員が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示出来る体制とする。
- (2) 監査等委員補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会を中心に出席する。また、必要に応じて一切の社内会議に出席する権限を持つ。
- (2) 監査等委員の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題や重大な法令・定款違反及び不正行為の事実など、緊急の案件が発生した場合には、遅滞なく監査等委員へ報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を執行する上で発生する費用を請求した場合は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

10.その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 社外取締役として、可能な限り企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- (2) 社長は、当社の対処すべき課題や監査上の課題について、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記する。
- (2) 適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

